

富山県総合運動公園飲食物販売設置事業者募集要項

1 趣旨

富山県総合運動公園において、飲食物販売のための移動販売車を設置し営業する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

2 設置場所等

名称	所在地	設置箇所	設置面積	募集数
富山県総合運動公園	富山市南中田368	位置図のとおり	※ m ²	3店

※ 面積には、移動販売車両、容器・ゴミ等回収ボックス、発電機などの設置部分を含みません。飲食物販売に支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

3 応募資格要件

次の掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

＜地方自治法施行令＞

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。

(3) 次のいずれにも該当しない者

① 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴

対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与している者

- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人の場合は富山県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は富山県内に居住し業を営んでいること。
- (6) 富山県税を滞納していないこと。
- (7) 移動販売車両で、富山市での営業を許可された店（者）又は設置期間までに営業を許可される見込みがある店（者）。

4 設置条件

(1) 設置事業者の施設の営業形態

富山県総合運動公園が指定する場所に移動販売車を設置する方法により行います。

(2) 設置事業者の種類等

販売品は飲食物とし、食品営業を行う場合は食品衛生責任者（調理師、栄養士等可）を置くものとします。

(3) 設置期間

令和6年4月1日から令和6年7月31日までとします。

(4) 営業日、営業時間

富山県総合運動公園の供用日及び供用時間内とします。ただし、カターレ富山のホームゲームの日及び県又は公園が事業を行うために必要とする日を除きます。

(5) 設置料

1店につき1日2,000円（税込）とします。

(6) 必要経費

飲食物販売のために要するすべての経費は設置事業者が負担するものとします（電気、ガス、水、ゴミ回収ボックスの設置・回収・処理等も設置事業者の負担です。）。

(7) 利用上の制限（契約期間中は、次の事項を遵守してください。）

- ① 設置料は、営業開始日までに納付すること。
- ② 契約期間内の営業日及び営業時間を富山県総合運動公園に届出すること。
- ③ 飲食物販売は自ら行うこととし、権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品目は、法律で未成年者の使用が禁止されている物の販売を行わないこと。
- ⑤ 販売価格は、社会通念上に妥当な価格及び標準小売価格以下の価格とすること。

(8) 維持管理（契約期間中は、次の事項を遵守してください。）

- ①商品管理、金銭管理など飲食物販売に係るすべてを設置事業者が行うこと。また、商品の衛生管理、賞味期限に十分注意するとともに、利用者に適切に対応すること。
- ②回収ボックスに収納された容器・ゴミなどは、設置事業者の責任において回収し、適切に処理するとともに、付近の清掃を行うこと。
- ③搬入・搬出時間及び経路などは、富山県総合運動公園の指示に従うこと。
- ④対象火気器具等（液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具で、容易に持ち運べるもの。ガスコンロ等の調理器具、ストーブ、携帯発電機等）を使用する場合は、消火器（住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具など消火器と同等の消化性能を有しないものを除く）の準備を行うこと。
- ⑤関係法令などの遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑥飲食物販売をするにあたっては、安全を十分に確認し行い、安全・衛生面に問題がないか確認すること。（※生産物保険（PL保険）、最低補償：対人1人あたり70,000円以上、1事故・期間中300,000千円以上、対物1事故・期間中5,000千円以上、に要加入。）
- ⑦販売及び商品等の問い合わせなどは、連絡先を表示し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、営業終了毎に容器、ゴミ等回収ボックス、発電機などを撤去し、周辺を清掃して、速やかに退出してください。

5 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出してください。なお、郵送の場合は、封筒に「応募申込書在中」と明記してください。

<提出先>

〒939-8234 富山県富山市南中田368 富山県総合運動公園

TEL：076-429-8835 FAX：076-429-8836

(2) 受付期間

令和6年3月25日（日）まで

※ 郵送及び持参とも、提出期限日の午後5時までに必着

(3) 提出書類

- ① 応募申込書及び誓約書（様式第1号）
- ② 販売品目一覧（様式第2号）
- ③ 全ての県税に滞納がない旨の証明書（コピー可）※発行後3カ月以内のもの
- ④ 証明書類（コピー可）※発行後3カ月以内のもの
 - ・ 法人の場合 法人登記簿本（履歴事項全部証明書）

・ 個人の場合 住民票

- ⑤ 法人の場合は、役員一覧（様式第3号）
- ⑥ 営業許可証（コピー）
- ⑦ 社員一覧（営業車に配置する社員の名簿。様式第3号）

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている店（者）を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、富山県総合運動公園が販売品目等を審査し、適当であると認める応募申込者を設置事業者とします。なお、販売品目等が適当で、応募が3店（者）以上ある場合は、抽選により選定します。
- (3) 設置事業者の決定は、3月27日（水）頃を予定しています。選定後、応募者それぞれに結果を通知します。

7 契約の締結

- (1) 設置事業者に決定された方は、富山県総合運動公園が別途定める期日までに契約を締結してください。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用等は、すべて設置事業者の負担とします。
- (3) 契約は、申込者名義で締結します。

8 設置事業者決定の取消し

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに契約等の手続きに応じなかった場合
- (2) 応募者の資格を失った場合

9 問合せ先

〒939-8234 富山県富山市南中田368 富山県総合運動公園
TEL：076-429-8835 FAX：076-429-8836
Mail：kensou@toyamap.or.jp

10 添付書類

- (1) 富山県総合運動公園飲食物販売設置事業者応募申込について
- (2) 応募申込書及び誓約書（様式第1号）
- (3) 販売品目一覧（様式第2号）
- (4) 役員又は社員一覧（様式第3号）
- (5) 設置場所位置図
- (6) 令和6年度富山県総合運動公園休園日